

の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない」とし、第2項でも保険者は、療養や出産に必要な資金の貸付等「被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる」としている。

国民年金法第74条では、「政府は第1号被保険者及びその第1号被保険者であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる」とし、厚生年金保険法第79条でも同様に定めている。

このうち健康保険法第151条第1項の規定は、平成6年改正において、それまでの「できる」旨の規定から、保険者が本来行うべき事業に位置づけ、その実施について保険者の努力義務を課したものである。その存在意義は、「保健事業の推進により疾病または負傷の発生率が減少し、ひいては保険給付を適切なものとするにつながり、保険者の財政の安定化も図られることにある²⁰」とされている。

年金制度においても同様な考え方をとれないだろうか。出産そのものは個人の選択であり保険事故としては扱えないとしても、人々が将来の支え手となる子どもを産み育てることを回避することは年金制度にとって致命的なリスクである。そのような観点から、年金制度の福祉施設事業として育児支援事業を創設することとし、子どもを産まない人あるいは既に産み終えた人にも、自分の老後を支える年金制度をとおして、応分の負担を求めることも考えられるのではないだろうか。

しかし、福祉施設事業は、本体の給付に対しては補足的な事業であり、せいぜい努力義務、一般的には「できる」規定にとどまる。また、本体の財政事情に大きく左右され、本格的な次世代育成支援政策を展開する上では大きく制約されるのではないかという懸念がある。

4 独立した育児保険制度の創設

厳密な保険原理からは大きく逸脱することは承知の上で、仮に出産・育児を保険事故として位置づける場合、既存の社会保険制度からは独立した新たな制度として、育児保険制度を構想することもできる。ただしその場合でも、効率的運営の観点からすれば、介護保険と同様に、保険料の徴収については既存の社会保険の機構を活用することになる。以下は、平成14年9月、筆者が厚生労働省「少子化社会を考える懇談会」に提出した意見書において提案した育児保険の3つのモデルである。参考までにそのまま引用する。

- サービス中心の地域保険モデル：保育等のサービスを中心に、かつ地域特性に十分に配慮した支援を進める観点からすると、介護保険のような市町村を保険者とする地域保険型の制度が考えられる。
- 現金給付中心の国民保険モデル：出産関連費用や児童養育費の軽減のための現金給付に重点を置き、かつ全国一律の支援を進める観点からすると、年金保険のような国を保険者とする国民保険型の制度が考えられる。

- 総合保険モデル：育児支援を一元的に進めるという観点からすると、両者の要素を一体化し各種のサービスと現金給付を包括的に提供する総合保険型の制度が考えられる。いずれの場合も、現役世代が皆で納める保険料（育児支援負担金）に、租税負担や事業主負担を加えて財政基盤を強化する必要がある。

5 共助の視点による次世代育成支援システムの構築

平成 15 年 8 月に取りまとめられた厚生労働省「次世代育成支援施策の在り方に関する研究会」の報告書『社会連帯による次世代育成支援に向けて』は、費用負担の在り方に関して、「社会連帯の理念に基づく、共助の視点から、すべての国民が分担することを基本とする」ことを提言した。

報告書は、子育て支援の費用負担の在り方の基本的考え方として、次の 3 点をあげている。

- 現在、給付ごとに区々異なっている子育て支援施策の財源構成について、効率化を図りつつ全体的に抜本的な強化を図る観点から、財源の統合を検討すべき。
- 厳しい財政事情の下で、今後公費のみでニーズに対応していくことは容易ではないことから、国民一人ひとりが次世代育成支援のために拠出するという新たな枠組みを検討すべき。
- その際、高齢者関係給付の伸びをある程度抑制し、これを支える若い世代の負担の急増を抑えるとともに、子育て支援施策の充実を図るといった給付構造の見直しを推進すべき。

報告書は、子どもを持つことについては、国民一人ひとりが置かれた状況が異なることから、「給付の受給可能性のみに着目して制度を構想すること」、すなわち既存の社会保険の保険事故に出生や子育てを追加して新たな保険給付を創設する提案については、「出生はいわゆる保険事故とすることにはなじまないのではないかという意見や」「リスク分散を本旨とする社会保険として位置づけることは困難ではないかとの意見もある」ことから、「慎重に考えることが必要」として事実上これを否定した。

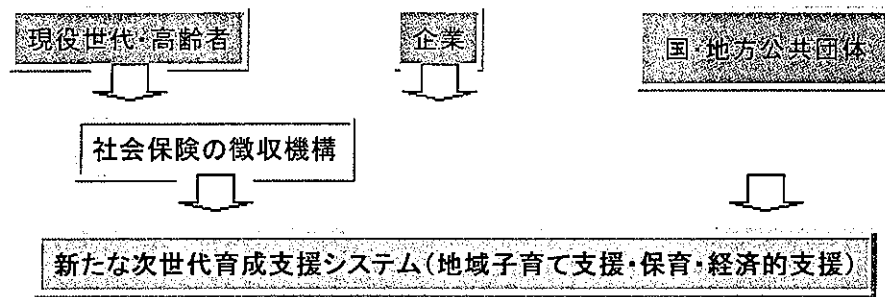
しかしながら報告書は、その一方で、「次世代の育成がすべての国民にとって重要な意味を持つという事実に着目し」「自らが給付を受ける可能性の多寡にかかわらず、現役世代・高齢者、そして企業が、次世代育成支援という目標に対し、自覚的に参加し、これを支えるために拠出するという仕組みを検討していくことが適当」とした。

その上で、「具体的な制度設計に当たっては、制度の効率的な運営などの観点から、既存の社会保険の徴収機構を活用する仕組みを検討すべき」とした。また、徴収の確実性を高めるとともに、若い世代の納付意欲を高める上で、「拠出なくして給付なし」の原則を採り、「拠出した者についてのみ保育や児童手当といった子育て支援給付を行う制度設計を検討することも重要である」とした。

保険原理との関連でみると、ポイントは「拠出なくして給付なし」の原則の採用を求めていることであろう。子を持つ意思のない者や高齢者などにも拠出を求めることにおいて保険システムではないとしているが、「拠出なくして給付なし」という原則を採用するのであれば実質的に保険システムと変わらない。

報告書が目指す次世代育成支援システムを、社会保険システムの発展進化した形態としてとらえるか、社会保険システムでも社会扶助システムでもない新たなシステムとして考えるかはどうであれ、共助の理念によって次世代の育成を支え合うことについて国民的な合意形成を図るべきであろう。

図2 次世代育成支援システムの費用負担のイメージ



(出所) 次世代育成支援システム研究会監修『社会連帯による次世代育成支援に向けて』ぎょうせい、平成15年9月。

6 克服すべき困難な課題－高齢者介護との相違

次世代育成支援は今後の社会保障政策の最重点課題である。次代の担い手として子育てを社会全体で支えることの必要性は、高齢化の進展によって一層高まる。サービス体系の総合化・効率化、それを支える財源の一元化に向けての検討を急ぐべきである。

しかしながら、銘記すべきことは、介護保険の創設に象徴される高齢者介護対策の推進に比べて、社会連帯による次世代育成支援対策の推進ははるかに困難な取り組みであるということである。その主な理由は以下のとおりである。

第1。共助のシステムを構築できるかどうかは、不安を共有できるか否かにかかっていますが、育児にともなう様々な支援ニーズが高まっているにしても、子どもをもつこと自体は回避できる（産まないという選択ができる）事故であること。それゆえ、不安を幅広く共有することが難しい。少子化は社会にとってはリスクであったとしても、個々人の受けとめ方は多様なのである。

第2。子の養育は第一義的に親の義務であり、親と未成年の子の間には生活保持義務（生活のすべてを支えあう義務）があるということ。それに対して、子が老親を扶養する義務は生活扶助義務（余裕のある範囲内で援助する義務）であるから、家族責任や社会的支援

の程度に違いがあっても法的には当然のことなのである。

第3。子どもの問題への対応については、子のある人といない人、専業主婦と共働きの間で、大きな意見の相違があること。このことは年金の第3号被保険者問題をめぐる議論でも明らかである。一方、高齢者介護は女性の問題とも言われるように、社会化を進めることに立場を超えて幅広い合意がある。

第4。少子高齢化社会とは有権者が高齢化する社会だから、政治的にも、子どもの問題は高齢者問題に比べて軽視されがちになること。さらに、介護保険の検討がはじまった当時に比べると、経済的・財政的な環境が一層悪化しているという事情も無視できない。

このような困難な状況のなかで社会連帯による次世代育成支援システムを構築するには、幅広い国民的議論が不可欠であろう。

- 1 UN, World Population Prospects : The 2002 Revision(中位推計)。
- 2 OECD 基準の「社会支出」による比較であり、ILO 基準の社会保障給付費よりはやや広い範囲の費用である。国立社会保障・人口問題研究所『社会保障給付費』平成16年。
- 3 毎日新聞社人口問題調査会編『少子高齢社会の未来学』評論社、平成15年。
- 4 厚生労働省『平成15年国民生活基礎調査』平成16年。
- 5 理想子ども数が1以上と答えた初婚どうしの夫婦(妻の年齢50歳未満)を対象にした調査。国立社会保障・人口問題研究所『第12回出生動向調査』平成14年。
- 6 国立社会保障・人口問題研究所『第6次出生力調査』昭和47年。
- 7 理想子ども数は50歳未満の妻、平均出生児数は結婚持続期間15～19年の妻、を対象にした調査である。国立社会保障・人口問題研究所『第12回出生動向調査』平成14年。
- 8 厚生労働省、前掲書。
- 9 厚生労働省・平成13年児童環境づくり等総合調査研究事業『子育て家庭に対する支援策に関する調査研究報告書』平成14年。
- 10 内閣府『国民生活選好度調査』平成9年。
- 11 島崎謙治「児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会、平成17年。
- 12 たとえば、鈴木真理子編著『育児保険構想』筒井書房、平成14年を参照。
- 13 法研『健康保険法の解釈と運用』平成15年、p.99。
- 14 清水玄『健康保険法』(現代法学全集第21巻)日本評論社、昭和4年、p.19。
- 15 有泉亨監修『社会保険事典』社会保険新報社、昭和43年、p.594。
- 16 森莊三郎『健康保険法解説』有斐閣、大正13年、p.165。
- 17 厚生労働省職業安定局雇用保険課『改正雇用保険制度の理論』財形福祉協会、平成15年、pp.7-8。
- 18 山崎泰彦「保険で支える育児：少子化へ新機軸を」『日本経済新聞』(夕刊)、1998年12月10日。その他、以下の拙稿を参照されたい。「どうする国民年金」『毎日新聞』平成4年11月22日。「出産・育児の社会化を進める」厚生省大臣官房政策課監修・人口問題審議会編集『人口減少社会、未来への責任と選択』ぎょうせい。平成10年3月、「少子化時代の社会保障改革の課題」『週刊社会保障』平成11年8月9日号。「国民年金の空洞化対策：育児支援で魅力向上」『読売新聞』平成12年4月11日。「児童手当の再構築」『保育界』平成13年2月号。「少子高齢社会と社会保障改革」鈴木真理子編著『育児保険構想』筒井書房、平成14年11月。
- 19 医療保険の出産関係費は、医療関係費のなかでは目立たない小さな給付規模ではあるが、平成14年度の児童手当給付費4,315億円を上回る規模なのであって、児童・家族関係給付費のなかでは決して小さくない。社会保険の実力を示しているように思う。
- 20 法研、前掲書、p.1046。

第二部 年金制度による育児の経済的支援

堀 勝洋（上智大学法学部教授）

橋爪幸代（上智大学法学研究科）

序章

堀勝洋チームは、2003年度において、「育児に対する経済的支援」に関する各種調査のサーベイを行うとともに、「育児に対する経済的支援」に関する各種提言について文献サーベイを行った。その成果は、2003年度の研究報告である『年金制度における少子化への対応に関する研究』（平成15年度総括研究報告書）321頁以下に記載されている。

2004年度においては、2003年度の研究成果を生かしつつ、次の研究を行った。

第1に、「育児に対する経済的支援」のための具体的施策について、考え得る様々な案の妥当性、実現可能性等について検討した。第1章はその成果である。

第2に、「年金制度による育児の経済的支援」のための具体的施策について、考え得る様々な案の妥当性、実現可能性等について検討した。第2章はその成果である。

第3に、「育児に対する経済的支援に関する意識調査」を実施し、その調査結果を分析した。第3章はその成果である。

以下に、堀勝洋チームの研究報告の目次を掲げる。

目次

第1章 育児に対する経済的支援

第1節 序論

第2節 金銭給付による育児支援

- 1 社会保険方式か社会扶助方式か
- 2 育児保険の創設か既存の社会保険の利用か
- 3 育児手当制度創設か児童手当制度拡充か
- 4 定期的給付か一時金給付か

第3節 租税・社会保険料の減免による育児支援

- 1 税制の児童扶養控除
- 2 育児者の社会保険料の減免

第4節 融資による育児支援

第2章 年金制度による育児の経済的支援

第1節 序論

- 1 育児支援と年金制度
- 2 年金制度において育児支援を行う理由・根拠

第2節 年金制度の枠内で行う育児支援

- 1 「育児リスク」と保険
 - (1) 育児と偶然に発生するリスク
 - (2) 「育児リスク」と被保険者
 - (3) 小括
- 2 育児支援を行うべき年金制度
 - (1) 年金支援を行うべき年金制度
 - (2) 小括
- 3 保険給付面での育児支援
 - (1) 保険給付面での育児支援
 - (2) 育児者の年金額を引き上げるべき理由・根拠
 - (3) 育児者の年金額引上げ案
 - (4) 小括
- 4 保険料負担面での育児支援
 - (1) 保険料負担面での育児支援
 - (2) 新たな年金保険料減免案
 - (3) 小括
- 5 福祉施設事業による育児支援
 - (1) 福祉施設事業による育児支援
 - (2) 小括
- 6 年金積立金を利用した育児支援
 - (1) 年金積立金を利用した育児支援
 - (2) 小括

第3節 年金制度の保険料徴収機構を利用して行う育児支援

- 1 育児拠出金
 - (1) 育児拠出金の配分方法
 - (2) 高齢者からの育児拠出金の徴収
 - (3) 第1号被保険者からの育児拠出金の徴収
 - (4) 第2号被保険者からの育児拠出金の徴収
 - (5) 第3号被保険者からの育児拠出金の徴収
 - (6) 小括
- 2 育児給付
 - (1) 支給要件児童
 - (2) 支給対象者
 - (3) 育児手当額
 - (4) 現行の給付との併給調整

(5) 小括

第4節 結論

- 1 年金制度の枠内で行う育児支援
- 2 年金制度の保険料徴収機構を利用して行う育児支援

第3章 「育児に対する経済的支援に関する意識調査」結果の分析

第1節 調査の概要

- 1 調査の対象・方法等
- 2 回収の結果

第2節 回答者の属性

- 1 地域別分布
 - (1) 地域ブロック別分布
 - (2) 市郡規模別分布
- 2 回答者の属性
 - (1) 性別
 - (2) 年齢別
 - (3) 学歴別
 - (4) 職業別
 - (5) 子どもの有無別
 - (6) 子どもの人数別

第3節 調査結果の分析

- 1 少子化への関心度
- 2 育児に対する金銭的支援の充実と国民負担の増加
- 3 育児に対する金銭的支援が必要である理由
- 4 財源確保の方法
- 5 育児に対する金銭的支援に消極的な意見の理由
- 6 育児手当の月額
- 7 育児手当の増額は子どもをもつ気にさせるか
- 8 子どもをもつ気にさせる育児手当額
- 9 育児手当を支給すべき家庭
- 10 支給要件児童の年齢
- 11 児童手当の受給の有無
- 12 高校生以下の子どもの養育費の支出項目
- 13 高校生以下の子どもの養育費額

参考：調査票

第1章 育児に対する経済的支援

堀 勝洋（上智大学法学部教授）

第1節 序論

育児支援のための施策は、現在多様な形で行われている¹。経済的な支援策に限っても、①児童手当、②児童扶養手当、③特別児童扶養手当、④公的年金への子の加算、⑤子に対する遺族年金、⑥出産育児一時金、⑦乳幼児に対する医療費の減免、⑧保育料の軽減、⑨育児休業給付、⑩育児休業中の年金保険料・医療保険料の免除、⑪税制上の児童扶養控除、⑫教育費の融資・奨学金の貸与などがある。

このうち、育児費用に関連する経済的支援策は、①～⑧⑩⑫であり、⑨⑩は育児費用の補填を直接目的とした給付ではなく、育児のため休業した者に対する賃金の補填を目的としている。育児費用全般にかかわる経済的支援策は①の児童手当と⑩の児童扶養控除であり、残りは特別な事情のある者に対する育児に関連する経済的支援策である。

以下では、育児費用全般にかかわる経済的支援策を中心に検討する。そのための施策は、次の三つに分けることができる。

- a. 育児を行う者（育児者）に金銭給付を行う施策
- b. 育児者が負担すべき税・社会保険料を減免する施策
- c. 育児者に育児費用を融資する施策

以下では、(a)を第2節で、(b)を第3節で、(c)を第4節で検討する。

第2節 金銭給付による育児支援

児童扶養手当等のように特別な事情のある者に対する育児に関連する給付ではなく、育児費用全般の補填を目的とする金銭給付を、以下では「育児手当」と呼ぶ。育児手当の制度としては、現在は児童手当制度がある。しかし、児童手当は公費と厚生年金適用事業主からの拠出金を財源としており、これらの財源制約などにより、手当額は低く、支給要件児童の年齢、親の所得等によって児童手当が制限されている²。また、児童手当の目的は、「家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全育成及び資質の向上に資する」（児童手当法1条）であり、育児費用を直接補填することを目的として掲げているわけではない。

以上のことから、少子化対策・次世代育成支援対策の意味をも込めて、育児に対する経

1 『平成16年版 少子化社会白書』（内閣府（2004））、「少子化社会対策大綱」（2004年6月4日閣議決定）、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（2004年12月24日少子化社会対策会議決定）等を参照。

2 本研究の「育児に対する金銭的支援に関する意識調査」では、子を有する者に現在又は過去における児童手当の受給の有無を質問しているが、非受給者の割合は、第1子が70.3%、第2子が70.9%、第3子が60.2%と極めて多い（第2章の図表27～29）。

濟的支援を充実強化すべきであるとする様々な提案がなされている。また、少子化社会対策基本法6条は、「国及び地方公共団体は、子どもを生子、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定している。

本研究では「育児に対する金銭的支援に関する意識調査」を行ったが（以下、この調査を「本調査」という）、育児に対する金銭的支援と国民負担との関係について質問を行った。その結果、「国民の負担が増加しても、金銭的支援を充実すべきである」が44.7%と最も多く、次いで「国民負担も、育児に対する金銭的支援も、現在のままでよい」が28.3%であった（第3章の図表13）。この二つで73.0%を占め、育児に対する金銭的支援に消極的な意見は少数であった。このほかにも、育児に対する経済的支援を充実すべきであるとする意見が多数を占める意識調査がある³。

なお、本調査では、育児に対する金銭的支援を充実すべきであると回答した者に、その理由を聞いた。その結果、「少子化の進行を緩和するため」を選択する者が65.7%と最も多く、次いで「育児にお金がかかるため」61.7%、「次世代を健全に育成するため」44.6%の順となっている（第3章の図表16）。

以上のことから、育児に対する経済的支援を行うことについて、国民の支持があるということができる。

育児に対する経済的支援を強化する提案には、社会保険方式で行うべきだとする主張と、社会扶助方式（いわゆる税方式）で行うべきだとする主張とがある。社会保険方式で行うべきだとする主張には、育児費用の補填を目的とする新たな社会保険（以下、「育児保険」という）を設ける案と、既存の社会保険を利用する案とがある。後者についても、年金保険、医療保険、介護保険などのどれを利用するかという選択肢がある。また、社会扶助方式で行うべきだとする主張も、現行の児童手当を拡充する案、新しく育児手当を創設する案などがある。更には、育児手当を定期的給付として行うか、一時金として行うかという選択肢もある。以下、これらの問題について検討する。

1 社会保険方式か社会扶助方式か

育児手当を社会保険方式で行うべきか社会扶助方式で行うべきかについて、議論がなされている。例えば、福田（2002）、鈴木真理子（2002）、山崎（2004）は社会保険方式で行うべきだとし、堀（2003）は社会扶助方式で行うべきだとしている。

³ 旧総理府による少子化に関する調査（『月刊世論調査』36巻10号、1999年）では、育児の経済的負担への社会的支援について積極的な意見が75.5%と、圧倒的多数を占めている。また、内閣府「少子化対策に関する特別世論調査」（2004年）では、特に期待する政策として、「子育てにおける経済的負担の軽減」が50.5%と、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」51.1%に次いで多い。なお、内閣府「平成13年国民生活選好度調査」によると、出生率低下の原因として「子育て費用の負担が多いから」を挙げる者が65.6%と第1位であり、第2位の「結婚しない人が増えたから」の36.7%を大きく引き離している。

社会扶助方式の最大の課題は、公費（国庫負担・地方負担）をいかに確保するかということにある。国・地方とも膨大な借入金（国債・地方債）を抱えている現状では、現行の児童手当を拡充するのは極めて困難である。新しい育児手当を社会保険方式で行うという提案がなされているのは、社会保険方式の方が社会扶助方式よりも財源調達が比較的容易であるからである。すなわち、無駄な事業に充てられるかも分からない税よりは、育児に充てられることが確実な保険料の方が、負担に関する国民の合意が得られやすいのである。

ただし、近年は、高齢化の進展により年金保険、医療保険、介護保険等の保険料の引上げが予定されているものの、保険料といえどもその引上げについて国民の合意が得られにくくなっている。2004年の年金制度改正はその典型的な例である。厚生労働省は、厚生年金の保険料率を13.58%から20%に引き上げるとする案を作成したが、与党による調整により18.3%に引き下げられた。

本調査では、育児手当のための財源として、保険料を選択するよりも税を選択する者が多かった（第3章の図表18）。すなわち、保険料を選択する者が30.5%（「現行の社会保険料に上乘せする」12.6%、「新しく育児保険を作って、育児保険料を徴収する」17.9%）、税を選択する者が41.8%であった（「消費税を引き上げる」27.5%、「所得税を引き上げる」14.3%）。

しかし、社会保険方式は社会扶助方式より様々な点で優れており（堀（1997）の第5章「社会保険方式と社会扶助方式」を参照）、したがって可能ならば育児手当についても社会保険方式で行うのが望ましい。しかし、「育児」を保険の対象とするリスクととらえることができるかなど、社会保険方式で行うことについては様々な問題があり（第2章第2節1を参照）、育児については社会扶助方式で行うことにも理由はある。

2 育児保険の創設か既存の社会保険の利用か

社会保険方式で行うとした場合でも、新しく育児保険を作る案と、既存の社会保険を利用する案とがある。大脇他編（1996）は「家族保険」を創設することを、喜多村（2003）は「国民保険」を創設することを提案している。他方、鈴木（2002）、山崎（2004）などは年金制度を利用することを、福田（2002）は介護保険を利用することを提案している（ただし、福田案は、総合福祉保険に衣替えする案である）。既存の社会保険を利用するとした場合は、年金保険、医療保険、介護保険、失業保険、労災保険のどれを利用するかという問題がある。

育児保険を創設することは、既存の社会保険の様々な制約を免れることができる反面、新たな社会保険を作ることは非常な困難を伴う。これとは逆に、既存の社会保険を利用することは、新たな社会保険を作るより容易であるが、様々な制約を免れることができない。どちらが望ましいかといえば、新たに育児保険を創設することであろう。

既存の社会保険の「保険給付」として育児手当を支給するとした場合、介護保険・雇用保険・労災保険を利用するのは、これらの保険給付の性格上適当ではないであろう。これに対し、現在の年金保険は若い世代が高齢世代の年金費用を賄う賦課方式になっているた

め、年金保険が若い世代の扶養を行う育児手当を支給することは、必ずしも不適當というわけではないであろう。医療保険も、現在出産手当金・出産育児一時金を給付しているため、必ずしも不適當ではないであろう。

ただし、社会保険の保険給付としてではなく、既存の社会保険の保険料徴収機構を利用して、育児手当の財源を確保するとした場合は、いずれの社会保険をも利用することができる。この場合は、新しく育児保険を創設するのと同じことになる。

被用者保険（厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労災保険等）を利用する場合は、被用者からしか財源が確保できないため、被用者の子についてしか育児手当を支給できない。現行の児童手当の事業主拠出金は、厚生年金の適用事業主からしか徴収していないため、その財源は厚生年金の被保険者（国民年金第2号被保険者）の子の児童手当にしか充てられていない。公務員（国民年金第2号被保険者）、自営業者・農業者・無職者等（国民年金第1号被保険者）の子の児童手当については、公費だけが財源となっている。

自営業者・農業者・無職者等を含めて成人の国民すべてから財源を確保するとした場合は、医療保険（国民健康保険、健康保険、船員保険、各共済組合）を利用するしかない。年金保険では高齢者は被保険者ではないし、介護保険では40歳未満は被保険者でなく、雇用保険・労災保険は原則として被用者しか被保険者でないからである。ただし、被用者の連帯を基礎に、被保険者の子を対象に育児手当を支給する制度設計も考えられなくはない。その場合は、年金保険（厚生年金・各共済年金）も利用することができる。ただし、この案への国民の支持が得られるかについては疑問がある。

育児保険を創設する場合でも、既存の社会保険を利用する場合でも、制度構築に当たっては、保険者、被保険者、受給者、給付額等に関し、具体的な検討しておく必要がある。具体的な検討の過程で、実行不可能ということが判明することがあるからである。育児手当の提案の中には、これらについて検討しているものもあるが、そうではないものもある。

3 育児手当制度創設か児童手当制度拡充か

社会扶助方式で育児手当を支給するとする場合は、①全く新しく構想し直して行う案と、②現行の児童手当制度を拡充して行う案（福田（1999）、山田（2001）、橋本（2003））とがある。児童手当制度拡充案の方が実行が容易であろうが、やはり現行制度による制約は免れ得ないであろう。

児童手当制度拡充案では、厚生年金適用事業主からの児童手当拠出金の引上げが課題となるが、経済界は経済状況を理由に引上げに反対することが確実である。児童手当の拡充ではなく、新しい育児保険の創設が提案されているのは、このことが一つの理由である。

児童手当制度拡充案と育児手当制度創設案のいずれについても、税財源を確保する必要がある。税財源としては、a. 所得税・住民税の定率減税の廃止に伴う増税、b. 税制の児童扶養控除の廃止による増税、c. 消費税の増税、が考えられる。本調査の結果では、前述したように、消費税増税案が27.5%、所得税増税案が14.3%と、消費税増税案が多かった（第3章の図表18）。

4 定期的給付か一時金給付か

児童手当は、毎月分が毎年2月、6月、10月に支払われる。育児手当についての提案も、このような定期的給付が想定されている。しかし、考え方としては一時金給付もあり得る。実際、出産について、相当高額の一時金を支給している地方公共団体もある。

例えば、出産直後に、育児費用の前払いを目的とする一時金を支給することが考えられる。(ただし、この一時金は、医療保険の出産育児一時金(30万円)のように、出産費用の補填を中心的な目的とした一時金ではなく、純粹に育児のための一時金である。)高額の一時金給付の方が、低額の定期的給付より、出産・育児に伴う経済的な負担に対する懸念を減らす効果が大きいと考えられるからである。

金銭的給付では出産・育児を促す効果がないとする意見もあるが、これは定期的給付を念頭においた意見であろう。例えば、月1万円の育児給付よりも、216万円(=月1万円×12か月×18年)を現在価値に割り引いた一時金を支給する方が、出産・育児への意欲が高まるかもしれない。ただし、この方法には次のような問題がある。

- ①出産・育児を金銭で奨励する政策であるととられ、子どもを生むか否かに関する夫婦の権利に対する国によるあからさまな介入ではないかという批判がなされるおそれがある。ただし、この批判は、定期的給付である育児手当についても当てはまる。
- ②一時金給付だと、定期的給付よりも、育児のためではなく、親のために浪費される可能性が高まる。
- ③一時金給付だと、直ちに相当規模の財源が必要となるが、定期的給付は徐々に負担を増やす方法を採用することができる。

なお、本調査では、育児手当の額を大きくしたら子どもをもつ気になるかという質問を行った。その結果、否定的意見が59.4%、肯定的意見が24.6%であった(第3章の図表2-1)。否定的意見が多いが、4分の1の者が子どもをもつ気になるかと答えている点は重視する必要がある。特に、若い世代で肯定的意見が多く、20歳代で39.4%、30歳代で32.6%にもなっている。

本調査では、更に、肯定的意見の者に、育児手当の額がいくらになったら、子どもをもつ気になるかという質問をした。その結果は、2万円を選択する者が25.8%と最も多く、次いで3万円25.2%、5万円17.0%の順であった(第3章の図表2-2)。3万円以下を選択した者の合計は、60.4%である。子どもをもつ気になるのに、必ずしも多額の育児手当を必要としないという結果であった。

第3節 租税・社会保険料の減免による育児支援

1 税制の児童扶養控除

現在、所得税の児童扶養控除額は38万円であるが、16歳以上23歳未満の子(特定扶養親族)を扶養している者については63万円である。個人住民税の児童扶養控除額は、それぞれ33万円、45万円である。育児者は、育児費用を支出しなければならないため、非育児者と比べて租税の負担能力(担税力)はその分低い。児童扶養控除は、担税力に応

じて税を徴収する仕組みであり、合理的なものである。しかし、児童扶養控除には次の三つの問題がある。

- ①児童扶養控除は、納めるべき税を少なくするだけであり、しかも国民の多数が納税申告を要しない被用者であるため、育児者にとっては目に見えない。したがって、国・地方公共団体がこのような形で育児支援を行っているにもかかわらず、育児者がそれを知らないとすれば、出産・育児への効果は余り期待できない。
- ②児童扶養控除は、納税者のみその経済的支援を受け、納税しない低所得の育児者は支援を受けない。
- ③所得税・住民税は累進的であるため、児童扶養控除のような所得控除では、高所得の方が軽減される税額が大きくなり、逆進的である。税額控除に変えたとしても、納税をしていない者や、納税をしている者であっても納税額が控除額を下回るものにとっては、逆進的である。

このため、諸外国では、児童扶養控除を廃止して、廃止による増税分を児童手当に振り向けた国もある。日本でも、同様な措置を採る必要がある。ただし、児童扶養控除を廃止すると、次のような問題が生ずる。

- a. 所得税・住民税だけを見ると、育児者と非育児者との間で、担税力に応じた税負担にならず、実質的な公平性が図られない。ドイツでは、このことを理由に、税・介護保険料について違憲判決が出たようである。
- b. 児童扶養控除を廃止すると、育児者の課税最低限が低くなる。

しかし、以上の二つの問題は、その分児童手当・育児手当の額を引き上げることによって、解決することができる。

2 育児者の社会保険料の減免

現在、育児休業中は厚生年金保険・健康保険の保険料が免除されており、免除期間中も保険料を納めたものとみなして給付がなされている。ただし、この措置は、育児費用を補填するという趣旨ではなく、育児休業者の所得補填が中心的な目的である。諸外国では、育児休業者に限らず、育児者の社会保険料を減免している例がある。

我が国の社会保険では、原則として、育児者も非育児者も、賦課対象となる賃金・所得の額が同じであれば、同じ額の保険料が課されている。しかし、育児者と非育児者とは負担能力が異なるため、社会保険料についても児童扶養控除を導入することは、理論的には可能である。ただし、税制の児童扶養控除と同様に所得控除であれば、定率の保険料の下では逆進的になる。

また、金銭給付の額が賃金・所得額に比例する社会保険では、その分給付額が低くなる。このため、社会保険料について児童扶養控除を導入するとしても、児童扶養控除前の賃金・所得を給付額の計算の基礎とする必要がある。なお、2004年の年金制度改正によって、子の養育開始後賃金が低くなった場合は、養育開始前の賃金によって厚生年金の2階部分の年金額が計算されることになった（2005年4月実施）。

社会保険料への児童扶養控除の導入は、年金保険、医療保険、介護保険、雇用保険については可能である。しかし、労災保険については、事業主だけが保険料を負担しているので、導入する意味は余りない。なお、事業主負担分の保険料についても児童扶養控除を認めるとすれば、事業主に育児者の雇用継続へのインセンティブを与えることになる。しかし、事業主に児童扶養控除を認める根拠は余りない。

社会保険料への児童扶養控除の導入は、出産・育児にインセンティブを与える可能性がある。ただし、児童扶養控除を導入するとすれば、この措置による社会保険料収入の減少分の財源を確保する必要がある。その分は、保険料の引上げ又は増税で確保しなければならない。なお、社会保険料への児童扶養控除は前述した税制の児童扶養控除と同様の問題があり、育児者に対する育児手当の支給の方が望ましい。

第4節 融資による育児支援

育児費用全般を対象とする融資の制度は現在はないが、教育費については次のような融資制度がある。

- ①低所得者に対する融資制度である生活福祉資金の貸付の一つとしての修学資金の貸付
- ②国民生活金融公庫による教育一般貸付と国民年金・厚生年金の被保険者に対する年金教育資金の貸付
- ③独立行政法人日本学生支援機構による奨学金の貸与

本調査では、高校生以下の子どものいる回答者に、子どもの養育費のうち大きな支出項目を二つまで選択してもらった。その結果は、「校外の教育費」40.5%、「学校の教育費」36.3%と、教育費を選択する者が最も多かった⁴（第3章の図表30）⁵。したがって、教育費に対する融資制度を設ける意義は極めて大きい。

この意見に対し、過去に貸し付けられた奨学金の返済が相当程度滞っていることを理由に、反対する意見がある。しかし、天然資源の少ない我が国の今後の発展は、人的資源に強く依存する。特に低所得家庭の優秀な児童に高等教育を受ける機会を与えることは、人材が埋もれることを防ぎ、社会階層の流動化による経済社会の活性化などの積極的な意味もある。返済金の滞納については別途対策を講ずる必要はあるものの、返済金の滞納を理由に奨学金の貸与制度を廃止したり縮小したりすべきではない。北欧諸国などでは、大学の学費まで無料にしている国さえあるのである。

ただし、民間の金融機関による教育ローンが、公的な教育費融資や奨学金貸与と同じよう

⁴ 「校外の教育費」とは学習塾、家庭教師、習い事等の費用であり、「学校の教育費」とは授業料、通学費、教科書・参考書費、クラブ活動費等である。

⁵ 幼稚園から高等学校まで公立で、大学のみ国立に通った場合の教育費は1147万円で、小学校だけ公立であれば私立の場合の教育費は1817万円であるとする推計がある（内閣府（2004））。

国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」（2002年）では、理想の子ども数をもたない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が62.9%と断然多い。特に、25～34歳の年齢層では、圧倒的に多い。野村證券「第8回家計と子育て調査」（2003年）によると、教育費は子どもの養育費の38%を占めている。

な機能を果たすことができるのなら、公的な融資制度を継続又は創設する意義は少ない。しかし、民間の教育ローンは、使途が学費などに限られて大学生等の生活費に使えないもの、返済期限が短いもの、融資対象が担保をもつ親又は一定以上額以上の年収がある親に限られるなど、必ずしも十分なものではない。日本学生支援機構による奨学金の貸与は、親に対するものではなく、学生自身に対するものであって、将来学生が返済するものであるため、親の担保・資力の有無による選別の問題はない。仮に、奨学金の原資が不足しているため、日本学生支援機構による奨学金の貸与が制限されているのであれば、年金積立金をその原資とすることが考えられる。

最も重要な問題は、貸付金利が高いと、返済が困難になる者が出て来たり、そのため融資を受けること自体をあきらめたりすることである。民間の教育ローンでは無利子又は低利にすることは困難である。しかし、日本学生支援機構による奨学金には、無利子の場合があるだけでなく、奨学金自体の返還が免除される場合がある。これは我が国の人的資源開発のためには、必要であり、望ましいことである。したがって、このような仕組みを拡充することには意義がある。

引用文献

- 大脇雅子他編（1996）『介護保険？家族保険？』法政出版
喜多村悦史（2003）『国民保険を創設せよ』時評社
鈴木真理子（2002）「育児保険試案」鈴木真理子編『育児保険構想』筒井書房
内閣府（2004）『平成16年版少子化社会白書』ぎょうせい
橋本宏子（2003）「児童手当を考える（下）」『賃金と社会保障』1349号
福田素生（1999）『社会保障の構造改革』中央法規出版
———（2002）「総合福祉保険制度による子育て支援」鈴木真理子編『育児保険構想』筒井書房
堀 勝洋（1997）『現代社会保障・社会福祉の基本問題』ミネルヴァ書房
———（2003）「次世代育成のための育児支援手当試案」『週刊社会保障』2252号、2003年9月29日号
山崎泰彦（2004）「次世代育成支援と年金改革」『年金と経済』22巻5号
山田 晋（2001）「児童手当」日本社会保障法学会編『講座社会保障法第2巻 所得保障法』法律文化社

第2章 年金制度による育児の経済的支援

堀 勝洋（上智大学法学部教授）

第1節 序論

1 育児支援と年金制度

育児に対して経済的支援を行う方法は、第1章で検討したように数多くある。しかし、本研究のテーマは「年金制度における少子化への対応に関する研究」であるので、この第2章では、専ら年金制度による育児の経済的支援策を検討する¹。

年金制度において育児支援を行う施策は、その妥当性や実現可能性を考慮しなければ、様々なものが考えられる。そこで、以下では、できるだけ多くの案を考え出し、その後でその案の妥当性、実現可能性等を検討するという形で、研究を進めることとする。

なお、我が国の年金制度は、基本的に、①社会保険の仕組みを採用し、②老齢・退職、障害、死亡のリスクに対し、③年金・一時金の金銭給付を行っているが、この枠組みを取り払うことさえ考え得る。例えば、イギリスの国民保険のように、すべての金銭給付について年金制度を中心に統合再編し、その中で育児支援を行うことも考えられる（喜多村（2003）の国民保険構想、山崎（2004）等を参照）。

しかし、本研究に与えられた課題の性格上、以下では年金制度による育児の経済的支援策を検討する²。また、給付については、出産手当金や育児休業給付のような賃金の補填を目的とした給付や、出産育児一時金のような出産費の支給を中心的な目的とした給付ではなく、育児費用全般の補填を目的とした給付（育児手当）について検討する。また、共済年金は厚生年金とほぼ同じであるので、以下では国民年金と厚生年金について検討する。

2 年金制度において育児支援を行う理由・根拠

年金制度において育児の経済的支援を行う場合は、そうすることについての理由・根拠が必要である。理由・根拠としては、次のことが考えられる³。

①我が国の年金制度は賦課方式で運営されているが、賦課方式の下では少子化による高齢化は年金財政を悪化させる。このため、年金制度において、育児に対する経済的支援を

¹ 北（2002）48頁以下は、年金制度による育児の経済的支援の給付を「児童年金」と呼び、審議会、懇談会等によるものを含む児童年金構想の歴史について詳細に分析している。

² 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会（2002）135頁以下は、年金制度で育児に対する経済的支援を行う様々な方法、それらの問題点等について検討している。

³ 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会（2002）141頁は、①将来の年金制度を担う次世代育成の観点、②育児を理由とした休業、退職、短時間労働の選択に伴う年金水準の低下の補填という観点の二つを挙げて、検討している。山崎（2002）は、次のように述べている。「育児の社会化を欠いた社会保障は、自分自身は子どもを産まないで、他人の子どもが財源を担う社会保障によって老後の扶養を受けるという、フリーライダー（無賃乗車）を生み、少子化を促進する」。北（2002）は、このフリーライダー論を批判している。

行う意義がある。

②全額税を財源とする社会扶助方式による経済的支援より、第1章で検討したように、社会保険方式で行う方が望ましい。しかし、新しい社会保険を設けるのは困難であるから、金銭給付の社会保険である年金制度において、育児への経済的支援を行うのが望ましい。

③少子化対策・次世代育成支援対策は、年金制度を含むあらゆる制度で行う必要がある。育児という経済的負担をしている者の保険料負担を軽減したり、育児支援のため年金積立金を利用して融資したりすることは、少子化対策・次世代育成支援対策に資する。

しかし、これらの理由・根拠にも難点はある。①については、賦課方式の年金制度は「過去において親の世代を扶養したことの見返りに、自分が引退したときに子どもの世代から扶養してもらう制度」であって、「過去において子どもの世代を扶養した見返りに、自分が引退したときに子どもの世代から扶養してもらう制度」ではない。したがって、年金制度と育児とは直接関係ないのではないかという問題がある。

②についても、次のような問題がある。

a. 育児が、社会保険が対象とする保険リスクとなり得るかという問題がある。すなわち、現在では子どもを生み育てることは、個人の自発的意思によって決められ、偶然に発生するリスクではないから、偶然のリスクを対象とする保険になじまない。

ただし、医療保険では、出産・育児という偶然に発生するものではないリスクに対し、出産手当金や出産育児一時金を支給している。育児が保険リスクになり得るかという問題は、本章第2節1? で検討する。

b. 年金保険の被保険者の中には、育児という事態が生じる可能性の極めて少ない又は生じさせる意図がない高齢者・独身者などがおり、これらの者から育児のための保険料（以下、「育児保険料」という）を徴収することには問題がある。この問題は、本章第2節1? で検討する。

c. 年金制度は年金給付を行うだけでも財政的に困難になりつつあり、育児の経済的支援を行う余裕はほとんどない。

ただし、この問題に対しては、年金制度の保険料徴収機構を利用して、育児のための拠出金（以下「育児拠出金」という）という形で、育児の経済的支援の財源を確保するという方法がある。なお、育児拠出金は、育児保険料と異なって、保険リスクをカバーする負担ではなく、一種の目的税である。

なお、内閣府大臣官房政府広報室「公的年金制度に関する世論調査」（2003）は、年金制度による少子化対策について質問しているが、積極的な意見が54.1%、消極的な意見が29.7%と、積極的な意見が多かった⁴。また、厚生労働省「年金改革に関する有識者調査」

⁴ 積極的な意見とは、「保育サービスの充実などの社会保障政策を合わせて、年金制度においても、子どもを育てている者の保険料の軽減を拡充するなど、子どもを育てていることを支援する対策を講じるべきである」である。消極的な意見とは、「少子化対策は、年金制度以外の社会保障施策として実施すべきであり、年金制度において少子化対策を行うことは適当ではない」である。

(2003)も同様な質問をしたところ、積極的な意見が52.9%、消極的な意見が41.8%と、同様の傾向であった⁵。

以下では、以上論じたような問題があることを認識しつつも、年金制度による育児の経済的支援を行うとした場合に、どのような施策が考えられるか、またその施策の内容が妥当か、実現可能性があるか等について検討する。

年金制度による育児支援の方法は、次の二つに大別することができる。

(ア) 現行の年金制度の枠内で行う育児支援

(イ) 年金制度の保険料徴収機構を利用するだけで、給付も負担も年金制度とは関係なしに行う育児支援

以下では、(ア)を第2節で、(イ)を第3節で検討する。(ア)の案には、現行制度の枠に縛られるという問題がある。(イ)の案には、年金制度を利用するのではなく、新しく育児保険を作ればよいのではないかという問題がある。(ア)(イ)の両方とも、年金制度の被保険者でなくなった高齢者から、保険料を徴収することが困難であるという問題がある。

第2節 年金制度の枠内で行う育児支援

現行の年金制度の枠内で行う育児支援⁶としては、次の四つの方法が考えられる。

- ①保険給付面での育児支援
- ②保険料負担面での育児支援
- ③福祉施設による育児支援
- ④年金積立金による育児支援

以下では、この四つの方法に分けて検討する。ただし、これらの方法は相互に関係しているため、厳密に分けて論ずることには困難な面がある。

現行の年金制度の枠内で育児支援を行うということは、「育児」を保険リスクととらえることを意味するが、このようにとらえることには異論がある。また、現行の年金制度の枠内で行うとしても、現行のどの年金制度で行うかを検討しておく必要がある。そこで、上の①～④の問題を検討する前に、この二つの問題について検討する。

なお、年金制度において育児支援を行うということは、育児者を優遇することを意味する。このため、子どもを生まなかったこと、子どもを生めなかったことに対する罰であるなどという主張もなされている。しかし、現在の少子化は我が国の将来を脅かしかねない程度にまで達しており、年金制度を含めてあらゆる制度で対策を講じていく必要がある。

1 「育児リスク」と保険

⁵ 積極的な意見とは、「公的年金制度にとって、制度を支える次の世代の育成を支援することも重要であり、子供を育てることが不利にならないよう、公的年金制度としても、育児期間への配慮措置を拡充すべき」である。消極的な意見とは、「公的年金制度は老後の所得保障を行うために運営されており、次世代育成支援はむしろ保育サービスの充実など、公的年金制度以外で考えていくべき」である。

⁶ 山崎(1998)は早くからこの案を提唱し、熊代(1998)、京極(2001)なども「児童年金」の創設を提唱している。

(1) 育児と偶然に発生するリスク

育児に係る保険給付（以下、「育児給付」という）を年金制度で行う場合は、原則として、①「育児」を偶然に発生するリスクととらえ、しかも②「育児リスク」が発生する可能性がある者を被保険者とせざるを得ない。

しかし、①については、育児は出産の結果として生じ、出産は、現在では偶然のリスクとはいえ、人為的なものになっている。したがって、育児を偶然のリスクに対する保険として構成することには問題がある⁷。

ただし、現行の社会保険でも、偶然に発生するリスクとはいえ、事態に対しても保険給付を行っている。このことを理由に、育児を社会保険の対象とすることができるという意見がある。例えば、医療保険では、出産手当金・出産育児一時金を支給しており、偶然のリスクとはいえ、出産・育児に対して保険給付を行っている。また、雇用保険では、偶然のリスクとはいえ、育児休業に対して育児休業給付を支給し、また偶然のリスクとはいえ、自発的な退職に対しても求職者給付を支給している。しかし、出産手当金・出産育児一時金、育児休業給付・求職者給付などは医療保険・雇用保険の一時的な給付であるのに対し、育児給付は長期的な給付であり、多額の費用を要する給付であるため、必ずしも同一に論じられるわけではない。

なお、年金制度の中核的な給付である老齢年金は、現在では必ずしも「老齢リスク」に対する給付とはいえなくなっている。すなわち、現在ではほとんどすべての人が、その支給開始年齢である60～65歳に達して、老齢年金を受けているからである。ただし、老齢年金は、「長命リスク」をカバーしており、長命による生活費増大のリスクをカバーしている。

原則として、偶然に発生するリスクに対してのみ保険給付を行い、人為的な事態に対しては保険給付を行わないのは、そのような事態を人為的に発生させて保険給付を受けるといふモラル・リスクを防ぐためである。ただし、モラル・リスクは、すべての場合に発生するとは必ずしもいえず、保険給付の額が低いといった場合は発生しない。「育児リスク」のモラル・リスクは出産・育児という事態を発生させようとするリスクであるが、このモラル・リスクの発生は、少子化に悩み、少子化対策を講じている現在の我が国にとっては、歓迎すべきものである。

「育児リスク」は、老齢年金のように長期加入を受給要件とする「長期保険」ではなく、障害年金・遺族年金のように、短期加入でも「育児リスク」が発生すれば保険給付を行う「短期保険」にする必要がある。出産・育児は、若年者に発生する事態であるからである。短期保険にする場合でも、保険料未納者等にも、育児給付を支給するのは問題である。し

⁷ 山田（2001）、宇野（2001）、堀（2003）等。ただし、菊池（2002）は、次のような理由で、この意見に疑問を呈している。①「できちゃった婚」で出生した子どもが、全体の26%を占める、②カップルの中には不妊に悩む者が1割を占める、③カップルがセックスをすることは自然の過程である。また、山崎（2004）も、幾つかの理由を挙げて、育児を保険リスクととらえ得るとしている。

たがって、障害年金・遺族年金のように、育児保険料を納めるべき期間の3分の2以上の期間納めていなければ支給しないということが考えられる。このようにすれば、育児保険料と併せて徴収される年金保険料の納付促進にもつながる可能性がある。遠い先の老齢年金よりは、近い将来受けられる育児給付の方が、保険料納付意欲を高める可能性があるからである。

(2) 「育児リスク」と被保険者

「育児リスク」が発生する可能性がある者を被保険者とせざるを得ないという点についてであるが、この問題は「育児リスク」が発生する可能性の極めて少ない高齢者、独身者などから保険料を徴収することが妥当かという問題である。また、既に子どもがいるなどの理由により、もう出産しないという選択をした者から保険料を徴収することも問題がある。

「育児リスク」が発生する可能性のない高齢者から保険料を徴収しないというのは、一つの考えである。また、既に子育てを終わった高齢者に育児保険料を課すのは、自ら行った育児の費用と現在の児童世代の育児費用という二重の負担をする結果になる。現在の若い世代が自らの老後を支えることになる現在の児童世代の育児費用を負担するとしても、現在の高齢者は現在の若い世代の育児費用を負担したため、現在の児童世代の育児費用を負担しなくてもよいとすることにはそれなりの理由がある。

ただし、医療保険は、出産手当金・出産育児一時金を支給しているが、出産・育児という「リスク」が発生する可能性の極めて少ない高齢者・独身者も加入させ、保険料を徴収している。したがって、高齢者、独身者などから育児保険料を徴収できないというわけでは必ずしもないであろう。

特に、独身者は、将来結婚をして、自ら育児をするようになる可能性がある。独身者などは、自らの老後の年金・医療・介護等の費用を現在の児童世代が負担することになることを考慮して、育児保険料の負担に対し一定の理解を示す可能性もある。

前記①の「保険リスク」の問題や②の被保険者の問題は、私的保険では重大な問題となる。しかし、保険原理だけでなく扶助原理にも基づく社会保険では、国民の理解さえ得られれば、解決できるかもしれない。

(3) 小括

育児を保険リスクとし、この「育児リスク」が発生する可能性が極めて低い高齢者、独身者などから育児保険料を徴収することは、国民の合意さえあれば、可能であるかもしれない。

2 育児支援を行うべき年金制度

(1) 育児支援を行うべき年金制度

育児給付を年金制度で行うとした場合は、国民年金で行うべきか、厚生年金で行うべきかという問題がある。育児給付については、すべての国民を対象とする国民年金で行うのが望ましい。ただし、次のような問題がある。